

○令和5年度愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

平成31年4月1日要綱第12号

改正

令和2年3月13日要綱第6号

令和3年8月26日要綱第47号

令和4年3月31日要綱第85号

令和5年4月1日要綱第16号

令和5年度愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住宅費及び引越費用の一部を助成するものとし、その助成について、愛別町補助金等交付規則（昭和62年愛別町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- (2) 住宅費 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った結婚を機に新たに住宅を取得、リフォーム及び賃借する際に要した費用で、住宅の取得費、工事費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については対象外とし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外とする。
- (3) 引越費用 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における引越し業者又は運送業者への支払に係る実費及びその他の引越しに係る費用をいう。

(助成対象世帯)

第3条 助成金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯及び令和4年度にこの制度に基づく助成を受け、その受給額が補助上限額に達していない世帯とする。

- (1) 世帯の所得（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。
- (2) 対象となる住宅が町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- (3) 住宅費及び引越費用が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払われたものであること。ただし、家賃の支払については、事業期間内の家賃のみを対象とするため、事業期間外の家賃（いわゆる前家賃）を支払うものは、仮に支払日が事業期間内であったとしても対象としない。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(5) 夫婦の一方又は双方が過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。

(6) 同一世帯に属する者全員が公租公課を滞納していないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、住宅費と引越費用を合わせた額を対象とし、新婚世帯のうち夫婦ともに年齢が29歳以下の場合、1世帯当たり60万円、これ以外の新婚世帯の場合、1世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内において交付する。ただし、令和4年度にこの制度に基づく助成を受け、その受給額が補助上限額に達していない世帯に対しては、令和4年度の補助上限額から受給済の額を差し引いて得た額を上限とする。

2 前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 助成期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(助成金の交付申請及び決定)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付申請額算出調書（様式第2号）

(2) 経費の配分調書（様式第3号）

(3) 戸籍謄本又は婚姻証明書など婚姻日が確認できる書類

(4) 所得証明書

(5) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類

(6) 領収書

(7) 住宅手当支給証明書（様式第4号）（住居費における賃貸借の場合）

(8) 同意書（様式第5号）

(9) 誓約書（様式第6号）

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項により助成の決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書（様式第8号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 助成対象者は、第5条第2項又は前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに結婚新生活支援事業費補助金交付請求書（様式第10号）（以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、助成対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより助成金を交付す

るものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(助成金の返還)

第9条 助成対象者は、町長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 町長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、助成対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日要綱第6号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の平成31年度愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月26日要綱第47号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の令和2年度愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日要綱第85号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の令和3年度愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日要綱第16号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の令和4年度愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

愛別町長 様

住 所
氏 名
電話番号

愛別町結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 婚姻日		年 月 日	
2. 事業内訳	住居費 (取得・リフォーム)	支払年月日	年 月 日
		支払金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	支払い期間	年 月 日から 年 月 日
		家賃等支払総額 (B)	円
		住居手当総額 (C)	円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	円
	引越費用	支払年月日	年 月 日
支払金額 (E)		円	
	合計 (A + D + E)	円	
3. 助成期間 ※今回助成を申請する期間		年 月から 年 月まで _____ 月分	
4. 公的制度による家賃補助		私 (申請者) 及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。	
5. 添付書類		<input type="checkbox"/> 婚姻日が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 (給与所得者全員分) <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> その他 ()	

様式第2号 (第5条関係)

補助金等交付申請額算出調書

区分	補助事業等に要する経費	補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額	補助率	補助金等交付申請額	備考
	円	円	円	円		円	
結婚新生活支援事業							
合計					/		

- 注 1 「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。
- 2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載する。
- 3 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち、補助の対象となる部分に係る経費の額を記載すること。
- 4 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準（額）が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。
- 5 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載すること。
- 6 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

様式第3号 (第5条関係)

経 費 の 配 分 調 書

区 分	補助事業 等に要す る経費	負 担 区 分			備 考
		町費補助等 (申請)額	自 己 負 担 額	その他	
	円	円	円	円	
結婚新生活支援事業					
計					

- 注 1 「区分」欄には、経費名又は細分された事業（事務）名を記載すること。
- 2 「負担区分」欄中「その他」の欄には、当該補助事業等に要する経費のうち、町費補助等(申請)額及び自己負担額以外で支弁する経費（寄附金、町費補助金等以外の補助金等）があるときは、その額を記載し、かつ、その経費の内容を「備考」欄に記載すること。
- 3 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。
- 4 「負担区分」欄を「町費補助等(申請)額、自己負担額、その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

年 月 日

愛別町長 様

給与等の支払者

所在地

名 称

氏 名

電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

〔 年 月現在 〕
〔 住宅手当 月額 円 〕

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第5号（第5条関係）

同 意 書

愛別町結婚新生活支援事業費補助金の交付を申請するにあたり、愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第3条に定める交付対象者の資格要件を確認するため、世帯全員の住民基本台帳及び納税状況など必要な確認を町職員が行うことに同意します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
生年月日

※提出いただいた個人情報、厳重に管理し、本事業以外の目的に使用しません。

様式第6号（第5条関係）

誓 約 書

愛別町長 様

住 所
氏 名

私は、愛別町結婚新生活支援事業費補助金の交付申請に当たり、愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める交付対象者の要件を満たしていることを誓約します。

また、町長が要綱の規定に違反すると認める場合は、愛別町結婚新生活支援事業費補助金の交付決定の取消しに同意するとともに、既に交付を受けた愛別町結婚新生活支援事業費補助金を返還することを誓約します。

様式第7号 (第5条関係)
第 号指令

年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

様

愛別町長

印

愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった愛別町結婚新生活支援事業費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

金

円

愛別町結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書

愛別町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号指令で交付決定を受けた愛別町結婚新生活支援事業費補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 婚姻日		年 月 日	
2. 事業内訳	住居費 (購入・リフォーム)	支払年月日	年 月 日
		支払金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	支払い期間	年 月 日から 年 月 日
		家賃等支払総額 (B)	円
		住居手当総額 (C)	円
	引越費用	支払年月日	年 月 日
		支払金額 (E)	円
合計 (A + D + E)			円
3. 助成期間 ※今回助成を申請する期間		年 月から 年 月まで _____ 月分	
4. 公的制度による家賃補助		私 (申請者) 及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。	
5. 添付書類		<input type="checkbox"/> 婚姻日が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 (給与所得者全員分) <input type="checkbox"/> その他 ()	

注 1 添付書類は、変更がないものについては添付を省略することができる。

様式第9号 (第6条関係)

年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

様

愛別町長

印

愛別町結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった愛別町結婚新生活支援事業費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

金

円

愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付請求書

愛別町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号指令で交付決定のあった、愛別町結婚新生活支援事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

【助成金請求対象期間】

(年 月から 年 月までの 月分)

【助成金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。